

消火器の内部および機能

消火器の点検テキスト

消火器の点検テキスト

消火器の内部および機能

各部の点検内容

1●本体容器・内筒など

A:点検方法

●本体容器

内部点検用の照明器具を容器内に挿入し、裏面などの見にくいところは反射鏡で腐食がないかを確認する。



●内筒

化学泡消火薬剤の内筒および内筒ふたや内筒封板の変形などを確認する。

●液面表示

腐食などによって不明確になっていないかを目視で確認する。

B:判定方法

- a・著しい腐食や塗膜の剥離がないこと。
- b・変形や損傷などがないこと。
- c・液面表示が明確であること。

C:留意事項

- a・容器内面に著しい腐食や塗膜の剥離があるものは廃棄すること。
- b・液面表示の不明確なものは、修理または廃棄すること。

2●消火薬剤

A:点検方法

●性状

- a・粉末消火薬剤は個々にポリ袋などに移し、固化がないかを確認すること。
- b・泡消火薬剤または強化液消火薬剤は個々にポリバケツなどに移し、異常がないかを確認すること。

●消火薬剤量

液面表示で薬剤量を表示しているものは、消火薬剤を移す前に液面表示と同一レベルにあるかを確認し、質量で表示しているものは秤量して所定量あるかを確認すること。

B:判定方法

- a・固化していないこと。（粉末消火薬剤）
- b・変色や腐敗・沈殿などがないこと。（液体系消火薬剤）
- c・所定量（質量は〈表-2〉の許容範囲内とする）あること。

表-2 総質量の許容範囲

薬剤量の表示質量	総質量の許容範囲
1kg未満	＋ 100 g ～－ 80 g
1kg以上 ～ 2kg未満	＋ 200 g ～－ 80 g
2kg以上 ～ 5kg未満	＋ 300 g ～－ 100 g
5kg以上 ～ 8kg未満	＋ 400 g ～－ 200 g
8kg以上 ～ 10kg未満	＋ 500 g ～－ 300 g
10kg以上 ～ 20kg未満	＋ 700 g ～－ 400 g
20kg以上 ～ 40kg未満	＋ 1,000 g ～－ 600 g
40kg以上 ～ 100kg未満	＋ 1,600 g ～－ 800 g
100kg以上 ～	＋ 2,400 g ～－ 1,000 g

C:留意事項

- a・固化しているものは詰め替えること。（粉末消火薬剤）
- b・変色や腐敗・沈殿しているものは詰め替えること。（液体系消火薬剤）
- c・液面表示と著しく相違しているとき、化学泡薬剤は詰め替え、その他のものは同種の消火薬剤を補充すること。
- d・詰め替えまたは補充する消火薬剤は、必ず銘板に指定された消火薬剤を使用すること。
- e・泡消火薬剤などで経年変化するものは、消火器銘板の表示またはメーカーの指示にしたがい、定期的に詰め替えること。
- f・二酸化炭素およびハロゲン化物消火器は、機能点検で異常のないときは消火薬剤に関する試験を省略することができる。

3●加圧ガス容器

A:点検方法

- a・変形や腐食などがないか、封板に損傷がないかを目視により確認すること。
- b・液化炭酸ガスまたは窒素ガス・混合ガス封板式のものは秤で総質量を測定し、容器弁付窒素ガスは内圧を測定して異常がないかを確認すること。

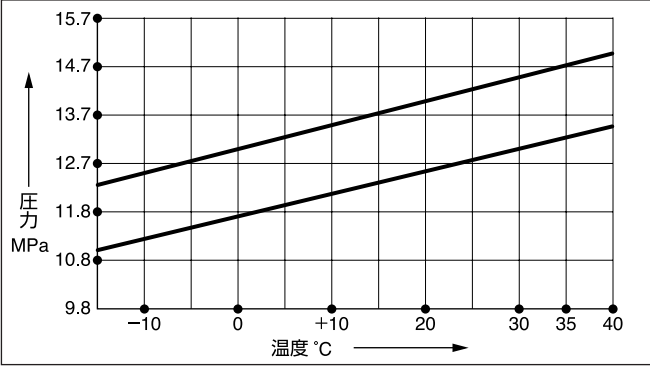
B:判定方法

- a・変形や損傷、著しい腐食がないこと。
- b・封板が損傷していないこと。
- c・二酸化炭素は〈表-3〉に示す許容範囲内に、窒素ガスは〈図-1〉に示す所定圧の範囲内にあること。

表-3 加圧用ガス容器総質量の許容範囲

作動封板を有するもの	ガスの別	充てんガス量	許容範囲
	液化炭酸ガス CO ₂	5 g 以上 ～ 10 g 未満	± 1 g
		10 g 以上 ～ 20 g 未満	± 3 g
		20 g 以上 ～ 50 g 未満	± 5 g
		50 g 以上 ～ 200 g 未満	± 10 g
		200 g 以上 ～ 500 g 未満	± 20 g
容器弁付のもの	窒素ガス N ₂	表示充てんガス量の ±10%以内	± 30 g
	液化炭酸ガス CO ₂	500 g 以上～900 g 未満	± 30 g
	窒素ガス N ₂	900 g 以上	± 50 g

図-1 窒素ガスの圧力範囲



C:留意事項

- a・液化炭酸ガスまたは窒素ガス・混合ガス封板式のものは、質量の許容範囲を超えるものは同一容器記号のものと取り替えること。
- b・容器弁付窒素ガスは、規定圧の範囲を超えるものは調整または再充てんすること。
- c・取り付けネジには、右ネジと左ネジのものがあるので注意すること。

4●カッターおよび押し金具

A:点検方法

加圧用ガス容器が取り外されていることを確認したあと、レバー、ハンドルなどの操作で作動状況を確認すること。

B:判定方法

- a・変形や損傷がないこと。
- b・円滑かつ確実に作動すること。

C:留意事項

- a・変形や損傷などのあるものは、修理するか取り替えること。
- b・円滑かつ確実に作動しないものは修理するか取り替えること。

5●ホース

A:点検方法

詰まりなどがないかをホースを取り外して確認すること。

B:判定方法

ホースおよびホース接続部に詰まりなどがないこと。

C:留意事項

詰まっているものは清掃すること。

6●開閉式ノズルおよび切替式ノズル

A:点検方法

ノズル開閉や切替操作が容易にできるかを、レバー操作などで確認すること。

B:判定方法

円滑かつ確実に操作できること。

C:留意事項

円滑かつ確実に操作できないものは修理するか取り替えること。

7●指示圧力計

A:点検方法

容器内圧を排出するとき、指針の作動が円滑か確認すること。

B:判定方法

指針の作動が円滑であること。

C:留意事項

指針の作動が円滑でないものは取り替えること。

8●使用済みの表示装置

A:点検方法

作動軸を手で操作して確認すること。

B:判定方法

円滑に作動すること。

C:留意事項

ロックマークは取り替えること。

9●圧力調整器

A:点検方法

- 1・消火器本体容器との連結バルブを開める。
- 2・加圧用ガス容器のバルブを開き、圧力計の指度および指針の作動を確認する。
- 3・加圧用ガス容器のバルブを閉め、高圧側の指度を確認する。なお、指度が下がったときは漏れの箇所を確認する。
- 4・圧力調整器の逃がし弁またはガス導入管の結合部をゆるめてガスを放出し、元の状態に復元する。

B:判定方法

- a・指針の作動が円滑であること。
- b・調整圧力値が緑色範囲内であること。

C:留意事項

指針の作動が円滑でないものや、調整圧力値が緑色範囲外のものは、修理をするか取り替えること。

10●安全弁および減圧孔（排圧栓を含む）

A:点検方法

- a・安全弁や減圧孔は変形や詰まりなどがないかを目視により確認すること。
- b・排圧栓を操作して支障がないかを確認すること。

B:判定方法

- a・変形や損傷、詰まりなどがないこと。
- b・確実に作動すること。

C:留意事項

- a・著しい変形や損傷などのあるものは取り替えること。
- b・詰まりのあるものは清掃すること。
- c・確実に作動しないものは修理すること。

消火器の内部および機能

消火器の点検テキスト

各部の点検内容

11●粉上がり防止用封板

- A:点検方法**
変形や損傷などがなく、確実に取り付けられているかを目視及び手で触れて確認すること。
- B:判定方法**
a・変形や損傷があるものは取り替えること。
b・確実に取り付けられていること。
- C:留意事項**
a・変形や損傷などのあるものは取り替えること。
b・取り付けの不確実なものは、確実に取り付けること。

12●パッキン

- A:点検方法**
目視により確認すること。
- B:判定方法**
変形や損傷、老化などがないこと。
- C:留意事項**
変形や損傷、老化などのあるものは取り替えること。

13●サイホン管およびガス導入管

- A:点検方法**
目視または通気などで確認すること。
- B:判定方法**
a・変形や損傷、詰まりなどがないこと。
b・取り付け部のゆるみがないこと。
- C:留意事項**
a・変形や損傷があるものは修理するか取り替えること。
b・詰まりのあるものは清掃すること。
c・取付部がネジのもので、ゆるみのあるものは締め直すこと。
なお、ロウ付け・接着剤付けなどで、ゆるみその他の取り付け不良のものは修理すること。
d・ガス導入管のゴム管部分の穴が見えている場合は、ゴム管中央の止環をまわしながら、ガス導入管の穴が見えなくなる位置まで、ゴム管を移動させること。

14●ろ過網

- A:点検方法**
目視により確認すること。
- B:判定方法**
損傷や腐食、詰まりがないこと。
- C:留意事項**
a・損傷や腐食のあるものは取り替えること。
b・詰まりのあるものは清掃すること。

15●放射能力

- A:点検方法**
二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器および車載式の消火器以外の消火器は、放射試験を抜き取り方式で実施して放射状態を確認すること。
- B:判定方法**
放射状態が正常であること。
- C:留意事項**
放射不能または著しく異常のあるものは、各項目の点検を行って原因を確認し、該当項目の判定にしたがって処置すること。